

d払い（ネット決済）利用規約

この「d払い（ネット決済）利用規約」（以下、「d払い（ネット決済）利用規約」といいます。）は、「VeriTrans 収納代行サービス利用基本規約」（以下、d払い（ネット決済）利用規約においては「基本規約」といいます。）に基づき乙が提供するd払い（ネット決済）を甲が利用する場合に限り、基本規約に追加して適用されます。なお、d払い（ネット決済）利用規約で使用する用語の意味は、同規約に別段の定めがある場合を除き、基本規約における定義に従うものとします。

第1条（用語の定義）

d払い（ネット決済）利用規約における次の用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「d払い（ネット決済）」とは、顧客が株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）が提供するサイト（ドコモが顧客に対して商品等を販売または提供するために運営・提供するWebサイト等をいいます。）または甲サイト上で、ドコモまたは甲との間の取引の代金の支払いを、支払方法の中から選択して行うネット決済サービスをいいます。以下、d払い（ネット決済）利用規約においては、単に「d払い」と表記します。
- (2) 「支払方法」とは、d払いの利用に際し、顧客が選択することができる、請求代金または請求代金に相当する額を支払う以下の方法（ドコモが別に定める「d払いご利用規約」に定義するものと同義とします。）をいい、その詳細はサービスガイドラインで定めるとおりとします。
 - ① 電話料金合算払いからの支払い
 - ② dカードからの支払い
 - ③ dカード以外のクレジットカードからの支払い
 - ④ dポイント利用
 - ⑤ d払い残高からの支払い／d払い残高利用
- (3) 「加盟店契約」とは、甲がd払いの提供を受けるために、甲とドコモとの間で締結される、d払い（ネット決済）利用規約に定める内容の契約をいいます。
- (4) 「顧客」とは、甲から購入した商品等の代金または対価の支払のためにd払いを利用する者をいいます。
- (5) 「甲サイト」とは、甲が顧客に対して商品等を販売または提供し、または第三者に商品等を販売または提供させる（当該第三者の行為は、当該甲サイトを運営する甲の行為とみなします。）ために運営・提供するWebサイト・アプリケーション等をいいます。
- (6) 「商品等」とは、甲サイト上にて、d払いを利用して、甲が販売もしくは提供する商品もしくは役務、または第三者が販売もしくは提供する商品もしくは役務をいいます。
- (7) 「請求代金」とは、甲が顧客との間で締結した商品等の売買契約または提供契約等（以下、d払い（ネット決済）利用規約において、総称して「売買契約等」といいます。）に基づき、顧客に対して請求権を有する代金または対価（送料、消費税相当額等、購入に必要な一切の金額を含みます。）をいいます。
- (8) 「売上情報」とは、甲がドコモに対して送信する売上日、請求代金等に関する情報をいいます。
- (9) 「売上情報配信装置」とは、ドコモに対して売上情報を送信するために設置する、甲の電子計算機および電気通信設備等をいいます。
- (10) 「サービスセンタ」とは、ドコモが甲に対してd払いを提供するために設置する、ドコモの電子計算機および電気通信設備等をいいます。
- (11) 「サービスガイドライン」とは、d払いの提供条件等についての詳細を説明するために、d払い（ネット決済）利用規約の一部を構成するものとしてドコモが別に定めるものをいい、乙所定のウェブページ（https://www.veritrans.co.jp/tos/dbarai_kiyaku.pdf）に最新版を掲載するものとします。
- (12) 「クレジットカード」とは、クレジットカード等（クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含みます。）のうち、ドコモが指定するものをいいます。
- (13) 「クレジットカード払い」とは、ドコモが別に定める手続に従って顧客が登録したクレジットカードを、ドコモへの請求代金の支払いに利用することができる機能をいいます。
- (14) 「クレジットカード払い加盟店契約」とは、クレジットカード払いにおけるクレジットカードによる決済に関

する、提携クレジットカード会社とドコモとの間の契約をいいます。

- (15) 「提携クレジットカード会社」とは、自己が加盟または提携する組織（VISA インターナショナルサービスアソシエーションおよびマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含み、以下本号および次号において同じとします。）からの許諾を得て、クレジットカード利用加盟店（自己との取引の相手方に対してクレジットカードを利用した支払手段を提供する個人または法人を指すものとします。）に関する募集、審査、認定を行い、クレジットカードの決済処理を行うクレジットカード会社のうち、ドコモとの間でクレジットカード払い加盟店契約を締結したクレジットカード会社をいいます。
- (16) 「提携会社」とは、提携クレジットカード会社、提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織ならびにドコモがクレジットカード払いの機能を提供するに際し、ドコモと提携クレジットカード会社または提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織との間で、当該クレジットカード払いに関する決済関連データ等の必要な情報の送受信等を行う決済処理サービスを提供する法人の総称をいいます。
- (17) 「d ポイント」とは、ドコモが別に定める「d ポイントクラブ会員規約」（以下、「d ポイントクラブ会員規約」といいます。）に定める d ポイントをいいます。
- (18) 「d ポイント付与（請求代金額連動）」とは、ドコモが別途通知する「d 払い加盟店 料率通知書」に定める料率の手数料率に基づき算出される手数料を甲が支払うことを条件として、ドコモが、請求代金の金額に連動して d ポイントクラブ会員である顧客に対して、当該通知書に定めるポイント付与条件により、サービスガイドラインに従って d ポイントを付与する機能であって、ドコモが甲に対して提供するものをいいます。
- (19) 「d ポイント付与（キャンペーン）」とは、ドコモと甲との間で別途締結する、d ポイント付与（キャンペーン）に関する覚書（以下、「d ポイント付与（キャンペーン）覚書」といいます。）において指定する費用（以下、「d ポイント付与費用（キャンペーン）」といいます。）を甲が支払うことを条件として、ドコモが、甲の指定に基づいて、d ポイント付与（請求代金額連動）とは別に、請求代金の金額に連動して d ポイントクラブ会員である顧客に対して、サービスガイドラインに従って d ポイントを付与する機能であって、ドコモが甲に対して提供するものをいいます。

第 2 条（包括代理権の授与）

1. 甲は、d 払いの利用を申し込む場合には、以下のすべての事項について、乙が甲を包括的に代理する権限を授与することに同意するものとします。
 - (1) ドコモに対する d 払い利用の申込み
 - (2) 加盟店契約およびこれに付随する一切の覚書等の締結
 - (3) ドコモに対する一切の各種届出、報告および申請
 - (4) ドコモに対する売上債権の譲渡および売上債権の買戻しに関する事項
 - (5) ドコモに対する売上債権の立替払いの請求およびその解除に関する事項
 - (6) ドコモからの売上債権の譲渡代金および立替払金の受領に関する一切の事項
 - (7) ドコモに対する一切の通知、審査依頼およびドコモからの通知の受領
 - (8) その他、加盟店契約に基づく利用者の義務の履行または権利の行使に関する一切の事項
2. 甲は、加盟店契約の有効期間中、甲が乙に授与した包括代理権の全部または一部を撤回することはできないものとします。
3. 甲が乙に対して包括代理権を授与した範囲内の行為については、乙が代理人として適切な行為を行わない場合等合理的な理由がある場合を除き、すべて乙が行い、甲は本人としてかかる行為を行わないものとします。なお、ドコモは、甲に対しても、加盟店契約の当事者としてのドコモの行為を行うことができるものとします。

第 3 条（加盟店契約）

1. 甲は、d 払いの利用を希望する場合は、d 払い（ネット決済）利用規約（サービスガイドラインを含みます。）の内容に承諾した上で、乙所定の方法により、乙を通じてドコモに対して加盟店契約の申込みを行うものとします。
2. 加盟店契約は、希望者による前項の申込みをドコモが承諾した時点をもって、ドコモと希望者との間に成立するものとします。
3. ドコモは、前項に基づき d 払いの利用の申込みをした甲が、次の各号に定める事項に該当する場合は、その申込

みを承諾しないことがあります。

- (1) ドコモに対する債務の履行を現に怠り、または怠るおそれがあるとき
- (2) ドコモが技術上または業務の遂行上支障があると判断したとき
- (3) その他ドコモまたは提携クレジットカード会社が不適当と判断したとき

第4条（提供条件）

1. d払いを提供することが可能な地域およびd払いの提供条件等についてはサービスガイドラインに定めるところによります。なお、甲は、d払いの利用にあたり、サービスガイドラインを遵守するものとします。
2. 甲は、加盟店契約に関する業務の遂行にあたっては、関連法令や監督官庁の指導等を遵守するものとし、公序良俗に違反する行為、監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける行為、またはこれらを受けるおそれのある行為をしないものとします。また、ドコモまたは提携会社が関連法令等を遵守するために必要な場合には、ドコモの要請により、甲は必要な協力を行うものとします。
3. ドコモが加盟店契約に定める規定に違反しているまたはd払いの適切な運営のために必要であると判断し、d払いの取扱い中止や業務方法の改善等を指示した場合、甲は、直ちにその指示に従い速やかに適切な措置を取るものとします。
4. ドコモが、加盟店契約に定める規定の遵守を確認するためにまたはd払いの適切な運営のために、合理的に必要な範囲で、ドコモが必要と認める事項についての調査への協力、報告またはデータ・文書等の提出を求めた場合には、甲は、速やかにこれに応じるものとします。
5. 甲は、自己の責任と費用において、d払いを利用するために売上情報配信装置を含む必要な機器、ソフトウェア、試験その他の必要な準備を行うものとし、甲は、売上情報配信装置をサービスガイドラインその他ドコモの定める条件（以下、「接続条件」といいます。）に基づきサービスセンタに接続するものとします。
6. ドコモは、乙に対し、30日の予告期間において、ドコモが適当と判断する方法で通知または周知の上接続条件を変更することができ、甲はこれに従うものとします。

第5条（動作確認）

1. ドコモは、売上情報配信装置が接続条件を満たさないと判断した場合には、甲に対してd払いを提供しないことができるものとします。
2. 売上情報配信装置が接続条件を満たしていることについてのドコモの確認を実施するにあたり生じる費用は、ドコモ、甲および乙の双方が自らに生じた費用を負担するものとします。

第6条（クレジットカード払い）

1. 甲は、各提携クレジットカード会社所定の規約等（以下、「提携クレジットカード会社規約」といいます。）に基づくクレジットカード払い加盟店契約を締結するために必要な権限およびクレジットカード払いのために必要な一切の権限をドコモに委任するものとします。この場合、提携クレジットカード会社と甲または乙の間におけるクレジットカード払い加盟店契約は、ドコモの承諾をもって成立するものとします。
2. 甲は、いずれの提携クレジットカード会社とクレジットカード払い加盟店契約が成立したかについては、ドコモに問い合わせることにより知ることができること、クレジットカード払いについては、d払い（ネット決済）利用規約の他、提携クレジットカード会社規約の定めに従って提供されることについて、承諾するものとします。なお、クレジットカード払いについて、d払い（ネット決済）利用規約と提携クレジットカード会社規約の間に矛盾がある場合は、提携クレジットカード会社規約が優先して適用されるものとします。
3. 前二項にかかわらず、甲は、クレジットカード払い加盟店契約について、ドコモのみがその契約当事者となる場合があることを確認します。
4. 甲は、ドコモが、クレジットカード払いを提供するにあたり、甲がドコモに提供した情報を、提携クレジットカード会社に提供する場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。
5. 甲は、顧客がクレジットカード払いを利用して購入または提供の申込みを行った商品等について、次の各号に定める事項を行うことを確約するものとします。
 - (1) 商品等の発送時において、商品の名称、数量、請求代金の額（送料、消費税相当額を含むものとし、以下本項において同じとします。）および請求代金に相当する金額の支払方法等その他割賦販売法（昭和36年7月

1 日法律第 159 号を指すものとし、改定後の内容を含みます。) 第 30 条の 2 の 3 第 5 項に定める事項等を記載した書面 (電磁的方法を含みます。) を顧客に交付すること

- (2) 商品等の発送に際して発送簿を整備し、各申込書等に発送済みである旨を注記するとともに、運送機関より荷受伝票その他運送の受託を証明する文書を受領し、7 年間これを整然と保管すること
- (3) 商品等の送付先については、原則として顧客の住所地とし、顧客の住所地以外の場所等、受領確認が不明確となるおそれのある場所への送付が指定された場合、これに起因して発生した一切の紛争について、甲の費用と責任において解決すること

第 7 条 (加盟店契約の解約)

1. 甲は、ドコモに対して加盟店契約の解約を希望する日の 30 日前までにドコモ所定の解約申込書を乙を通じてドコモに提出することにより、加盟店契約を解約できるものとします。
2. ドコモは、加盟店契約の解約を希望する日の 30 日前までにドコモ所定の解約通知書を乙に対して送付することにより、加盟店契約を解約できるものとします。
3. 前二項に基づき加盟店契約が解約された場合、甲は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務を、ドコモが指定する期日までに履行するものとします。

第 8 条 (ドコモが行う加盟店契約の解除)

1. ドコモは、甲が加盟店契約のいずれかの規定に違反した場合、または第 11 条 (d 払いの停止) 第 1 項各号のいずれかに該当したことにより d 払いの提供が停止された場合において、10 日程度相当期間を定めて乙を通じてまたは直接甲に対して当該違反または当該停止の原因となった事由を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合、当該期間の経過をもって当然に加盟店契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
2. ドコモは、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知または催告を要せず、直ちに加盟店契約の全部または一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき
 - (2) 加盟店契約に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、爾後甲において違反を是正してもなお d 払いを継続提供することが困難であるとき
 - (3) 商品等について、苦情が多発したとき
 - (4) 商品等について国、地方自治体、教育委員会、学校等公共機関またはそれに準ずる機関からドコモに解約、変更その他の要請があったとき
 - (5) ドコモへの届出内容が事実と反していることが判明したとき
 - (6) 社会通念上不適当と認められる態様において d 払いを利用しているとドコモが判断したとき
 - (7) 加盟店契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - (8) 支払停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、または仮差押え、保全差押えもしくは差押えを受けたとき
 - (9) 甲の営業または業態が公序良俗に反するとドコモが判断したとき
 - (10) ドコモに重大な危害または損害を及ぼしたとき
 - (11) その他 d 払いの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき
3. 第 1 項または前項の規定に従い加盟店契約が解除された場合、甲は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務をドコモが指定する期日までに履行するものとします。

第 9 条 (d 払い包括加盟店契約の終了に伴う加盟店契約の終了)

d 払い包括加盟店契約 (ドコモと乙との間の d 払いに関する業務を行うことを定めた契約をいいます。以下同じとします。) が終了した場合 (解約、解除による場合を含みます。) は、加盟店契約も同時に終了するものとします。また、この場合、甲は、加盟店契約に基づき生じたドコモに対する債務を、ドコモが指定する日までに履行するものとします。

第10条（提供中止）

1. ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合には、d払いの全部または一部の提供を中止することがあります。
 - (1) サービスセンタの保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) サービスセンタの障害その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (3) 電気通信サービスの停止等により、d払いの提供を行うことが困難になったとき
 - (4) 提携クレジットカード会社の指示があったとき
 - (5) その他ドコモがd払いの全部または一部を中止することが望ましいと判断したとき
2. ドコモは、前項に基づきd払いの提供を中止されたことにより甲または第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部または一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で乙に通知または周知し、乙は甲に対して当該中止を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第11条（d払いの停止）

1. ドコモは、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、d払いの全部または一部の提供を停止することがあります。
 - (1) 接続条件を満たさないとき
 - (2) 加盟店契約の規定に違反したとき
 - (3) 第8条（ドコモが行う加盟店契約の解除）第2項各号のいずれかに該当したとき
 - (4) 甲について、6ヶ月以上継続してd払いの利用の事実がないとき
 - (5) 商品等についてドコモが不適当と判断したとき
 - (6) その他ドコモの業務の遂行上支障があるとドコモが認めたとき
2. ドコモは、前項の規定にかかわらず、乙を通じて甲に対し、前項の措置に替えてまたは前項の措置とともに期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、ドコモが前項の措置を取ること、または第8条（ドコモが行う加盟店契約の解除）に基づきドコモが加盟店契約を解除することを妨げるものではないものとします。
3. ドコモは、第1項に基づきd払いの提供を停止されたことにより甲、顧客または第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. ドコモは、第1項の規定によりd払いの全部または一部の提供を停止する場合は、あらかじめその旨をドコモが適当と判断する方法で乙に通知または周知し、乙は、甲に対して当該停止を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条（サービスの廃止）

1. ドコモは、都合により、d払いの全部または一部を廃止することができるものとします。なお、d払いの全部が廃止された場合は、加盟店契約は終了するものとします。
2. ドコモは、前項に基づきd払いを廃止したことにより甲、顧客または第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. ドコモは、第1項の規定により、d払いの全部または一部を廃止するときは、乙に対して廃止する60日前までに書面によりその旨を通知し、乙は、甲に対して当該廃止を通知するものとします。

第13条（商品等の保証）

1. 甲は、商品等についてサービスガイドラインの全てを遵守していることをドコモに対して保証するものとします。
2. ドコモは、商品等について一切の責任を負わないものとします。
3. 甲は、売買契約等の債務不履行、商品等の契約不適合、第三者の権利侵害その他の理由により、ドコモと顧客その他の第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用および責任においてこれを解決するものとします。
4. 前項にかかわらず、ドコモは、前項に定める紛争について自ら解決することができるものとし、この場合、第5

項の規定により、甲にその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を請求することができるものとします。

5. ドコモが本条に定める顧客その他の第三者との第3項の紛争により損害を被った場合は、甲はその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとします。

第14条（事前承認の義務）

1. 乙は、顧客から甲に対してd払いの利用の申込みがあった場合、ドコモに対して事前の承認を求めるものとし、その承認を得るものとします。万が一、甲がドコモの承認を得ないで利用者にd払いを利用させた場合、甲は、d払いを利用した売買契約等に係る全ての請求代金についての一切の責任を負うものとします。
2. 前項のドコモの承認は、当該d払いの顧客が売買契約等を締結する能力および権限を有すること等を保証するものではありません。

第15条（顧客との売買契約等の締結）

1. 売買契約等の締結は、甲と顧客との間で行うものとして、ドコモおよび乙は一切関与しないものとします。
2. 甲は、甲の責任において、顧客が売買契約等を締結する能力および権限を有することを確認の上、顧客と売買契約等を締結するものとします。
3. 甲は、顧客と締結する商品等に関する売買契約等を次の各号の条件を満たす内容にするものとします。
 - (1) 売買契約等の請求代金の金額が、ドコモが別に定める基準を満たしていること
 - (2) 特定商取引に関する法律、消費者契約法その他関係法令に違反しないこと
 - (3) 公序良俗に反しないこと
4. 甲は、電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律（平成13年法律第95号を指すものとし、改定後の内容を含みます。）第3条ただし書きに規定する申込みまたは承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じるものとします。
5. 甲は、顧客が次に掲げる条件の1つでも該当しない場合、d払いを利用して商品等に関する売買契約等を締結することができないことがあることを承諾するものとします。
 - (1) iモードパスワード、spモードパスワード、ネットワーク暗証番号またはdアカウント等ドコモが指定する認証番号の入力が必要な場合は、それらを正しく入力していること
 - (2) ドコモが別に定める「d払いご利用規約」等に定めるd払いの利用条件を満たしていること
 - (3) サービスガイドラインに定める利用限度額を超過していないこと
 - (4) ドコモに対する金銭債務について、2ヶ月連続期日内に収納していることをドコモが確認できていること
6. 甲は、顧客が売買契約等の締結を申し込んだ場合において、すみやかに商品等の引渡しまたは提供をしない場合には、顧客に対し、申込みについての承諾の有無を通知するものとします。

第16条（利用規約等の制定義務）

1. 甲は、ドコモが要求する場合は、d払いを利用して商品等を販売または提供するにあたり、売買契約等に係る契約条件を規定した利用規約を定め、甲サイトにおいて公衆の閲覧に供するものとします。甲は、当該利用規約にドコモが別途定める内容を規定しなければならないものとします。
2. 甲は、前項に基づき制定した利用規約をドコモに書面等で提出するものとし、利用規約の内容を変更する場合は、変更の1か月前までにドコモに書面等により通知し、その承諾を求めるものとします。
3. 前項によりドコモが受領した利用規約について、ドコモは当該利用規約の妥当性その他内容について確認する義務を負うものではなく、ドコモによる承諾は、当該利用規約について何ら同意・承諾することを意味するものではなく、また一切保証するものではありません。

第17条（特定情報、信用状態、同一性等の無保証）

甲は、自らの責任において、顧客の住所、氏名その他顧客を特定するための情報、顧客の信用状態その他甲が利用者と取引するために必要となる事実等（以下、総称して「確認事項」といいます。）について確認するものとします。ドコモは、確認事項の確認について何らの義務を負わず、不正利用等により甲が損害を被った場合でも、一切の責任を負わないものとします。また、本条に基づく確認を甲が怠った場合または確認がなされたにもかかわらず当該確認

事項と事実が異なったこと（本人による真正な利用と認められなかった場合その他不正利用を含みます。）等により、ドコモに損害、損失および費用等が生じた場合は、甲は、これを賠償する責任を負うものとします。

第 18 条（契約者情報の扱い）

甲は、ドコモから、ドコモが保有する顧客の氏名、住所、携帯電話番号その他の一切の情報の提供を受けられないことを承諾するものとします。ただし、ドコモが顧客の同意に基づき当該情報の提供を認めた場合は、この限りではありません。

第 19 条（広告方法、内容等）

1. 甲は、商品等の販売または提供に係る請求代金の決済に d 払いが利用できる旨の広告（オンラインによる広告も含みます。）を行う場合、次の各号の規定を遵守しなければならないものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号を指すものとし、改定後の内容を含みます。）、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号を指すものとし、改定後の内容を含みます。以下同じとします。）その他関係法令に違反しないこと
 - (2) 虚偽、誇大な表現などにより顧客に誤認を与えるおそれのある表示をしてはならないこと
 - (3) サービス、メニューまたはサイトの名称、提供者名、連絡先、利用に係る料金その他のドコモが指定する事項をはっきりと読み取れる文字で記載しなければならないこと
 - (4) 甲サイトをドコモが提供または保証しているとの誤解を招く表現を使用してはならないこと
 - (5) 甲が販売または提供する商品等について、顧客にあたかもドコモが販売、提供または保証しているかのような誤認その他ドコモが何らかの関連を有するとの誤認を与える表示をしないこと
 - (6) 公序良俗に反する表現および社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのある表現を使用してはならないこと
 - (7) 公序良俗に反するサイト・媒体、反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたサイト・媒体および異性紹介事業など出会いを目的としたサイト・媒体において広告宣伝を行ってはならないこと
 - (8) 公序良俗に反するサイトの仮想通貨・ポイントなどサイトの利用権利を得ることを目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと
 - (9) 電子マネー、現金などの取得を目的としたサイト・媒体（いわゆるインセンティブ広告）において広告宣伝を行ってはならないこと
 - (10) 違法サイトにおいて広告宣伝を行ってはならないこと
 - (11) 顧客に商品等の購入・利用の意思がないまま d 払いでの決済をさせることにつながる表示をしてはならないこと
2. 甲は、顧客の承諾なく、顧客に対し、d 払いが利用できる旨の電子メールによる広告を行ってはならないものとします。
3. 甲は、商品等の販売または提供にあたり、商慣習上合理的な範囲を超えて、電子マネー、現金、物品その他の経済的利益を提供し、または第三者をして提供させてはならないものとします。また、甲は、その手段の如何を問わず、顧客に対し、現金等を得る目的で d 払いを利用することを勧奨し、または第三者をして勧奨させてはならないものとします。

第 20 条（サービス名称等の利用）

甲は、d 払いに係るサービス名称、ロゴ等を使用する場合、ドコモが別に定める「d 払いサービス表記ガイドライン」に従うものとします。

第 21 条（苦情対応等）

1. 甲は、d 払いの利用および商品等に関する苦情、問い合わせその他の紛議等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。
2. ドコモが顧客等から甲での d 払いの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けた場合、甲は、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
3. 甲は、前二項における苦情、問い合わせその他の紛議等の解決に際しては、消費者保護の観点等から、可能な限り顧客の利益が最大（不利益が最小）となるように解決をはかるよう努めるものとします。

4. 甲は、甲でのd払いの利用および商品等に関して苦情対応その他のための連絡窓口を開設しなければならないものとし、
5. 甲は、ドコモが顧客等から甲でのd払いの利用および商品等に関して苦情、問い合わせ等を受けたとき、ドコモが当該問い合わせ等を行った者に対して加盟店の連絡先等を知らせることに同意するものとし、
6. 甲は、乙またはドコモから加盟店契約の遵守状況、甲サイト及びショップの運営状況、実態等について報告を求められた場合、直ちに報告を行うものとし、

第22条（取引情報の保持）

甲は、d払いを利用して販売または提供した商品等に関する売上金額等に関する資料（電子データ、書類）を自らの費用と責任において保管するものとし、ドコモが当該資料の提出を要望した場合、すみやかにそれらを提出するものとし、

第23条（取引の安全性）

1. 甲は、顧客の取引の安全を確保するために、商品等に応じて取引情報の暗号化など適切な安全管理措置を講じなければならないものとし、
2. ドコモは、d払いの円滑な提供と顧客の取引の安全を確保するために、甲に対して安全対策の実施について必要な助言等を行うことができるものとし、甲は、当該助言等を可能な限り受け入れるものとし、自己の責任で適切な安全措置を講じるものとし、
3. ドコモは、前項の助言等に基づき甲が講じる如何なる暗号化などの措置についても、その安全性に関し何らの保証を行うものではなく、一切の責任を負わないものとし、

第24条（甲サイトの保証）

1. 甲は、甲サイトにおいて配信する情報（以下、「コンテンツ」といいます。）について、次の各号に定める事項を保証するものとし、
 - (1) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害せず、不正競争防止法に違反しないこと
 - (2) 第三者の名誉を毀損せず、プライバシーを侵害しないこと
 - (3) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを含んでいないこと
 - (4) 犯罪を構成しないこと
 - (5) 公序良俗に違反しないこと
 - (6) その他の法令等に違反しないこと
2. 甲は、甲サイト上にリンクを設定する場合は、当該リンク先の情報についても前項に定める事項を保証するものとし、
3. 甲は、甲サイト上に設定されたリンク先が法令、公序良俗に反している等ドコモが不適当と認め、これを通知した場合は速やかに削除するものとし、
4. 甲は、甲サイトの名称もしくはコンテンツまたは甲サイト上で販売、提供するサービスもしくは商品について、第三者の権利を侵害したとしてドコモと第三者との間で紛争が生じたときは、自らの費用および責任においてこれを解決するものとし、
5. ドコモが、甲サイトの名称もしくはコンテンツまたは甲サイト上で販売、提供されるサービスもしくは商品に関して、第三者との紛争により損害を被った場合は、甲はその一切の損害および費用（弁護士報酬を含みます。）を賠償するものとし、

第25条（売上情報の送信等）

1. 乙は、甲に代わり、売上情報をドコモに送信するものとし、
2. 前項に基づき乙が送信した売上情報は、サービスセンタ内のコンピュータにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとみなす。
3. 乙は、ドコモに送信した売上情報に誤りを発見した場合、ドコモに対して直ちに修正または取消の通知をするものとし、当該通知は、サービスセンタ内のコンピュータにおいて読み出し可能となった時点で到達したものとす。

とみなします。

4. 甲は、ドコモが売上情報の全部または一部を集計または分析し、新サービスの展開、検討等に活用することをあらかじめ承諾するものとします。

第 26 条（請求代金の立替払等）

1. ドコモは、請求代金を甲の代理人である乙に対して立替払により支払うものとします（ドコモが甲に対して支払う請求代金に係る立替金を、以下 d 払い（ネット決済）利用規約において「立替金」といいます。）。支払方法がクレジットカード払いの場合、甲は、請求代金債権をドコモに譲渡するものとし、ドコモはこれを券面額で譲り受け、請求代金債権の譲渡代金を甲の代理人である乙 に対して支払うものとします（立替金と請求代金債権の譲渡代金を合わせて、以下、d 払い（ネット決済）利用規約において「立替金等」といいます。）。
2. 乙は、甲に代わってドコモに対して売上情報を送付するものとします。なお、ドコモは、所定の処理が完了しなかった請求代金については、立替払または債権譲受け（以下、d 払い（ネット決済）利用規約において、合わせて「立替払等」といいます。）をしないものとします。
3. 第 1 項に基づく立替払等は、売上情報がドコモに到達し、ドコモの所定の処理が完了した日（以下、d 払い（ネット決済）利用規約において「処理完了日」といいます。）に実行されるものとし、処理完了日に効力が発生するものとします。ただし、ドコモが別に認めた場合は、この限りではありません。
4. 甲は、請求代金に係る債権およびドコモに対する立替金等の支払請求権を第三者に譲渡し、または立て替えて支払わせることはできないものとします。
5. 甲は、加盟店契約に別段の定めがある場合その他ドコモが別途認める場合を除き、請求代金を顧客に対して請求し、または受領してはならないほか、ドコモが立替払等により取得した債権を回収するために必要な一切の手續にドコモの指示に従って協力するとともに、それらの履行に必要な一切の権限をドコモに対して授与するものとします。

第 27 条（返品等）

1. 甲は、顧客に販売または提供する全ての商品等について、商品等の到着から一定の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、その取引時点においてその旨を明記するものとします。ただし、商品等の特性を鑑みて返品または交換を受け付けない場合は、ドコモ所定の方法により予めドコモの承認を受けるものとし、ドコモの承認を得た場合は、取引時点において返品または交換を受け付けない旨を明記するものとします。
2. 甲は、顧客との合意や売買契約等の取消し等により商品等の返品があった場合には、当該商品等が返品された日を基準日として取引の取消しを受け付け、ドコモ所定の方法にて取消しの対象たる請求代金に係る売上情報（以下、「取消情報」といいます。）をサービスガイドラインに定める送付期限までにドコモに対して送付し、当該請求代金を立替金等の対象外とするものとします。
3. 甲は、前項により立替払等の対象外とした請求代金に係る立替金等を受領している場合、当該立替払金等を直ちにドコモが指定する方法により返還するものとします。ただし、この場合においてドコモは、翌月以降の甲に対する立替金等から当該取消しに係る立替金等を差し引くことができるものとし、甲はこれを承諾するものとします。

第 28 条（商品の所有権）

1. d 払いを利用した売買契約等に基づく商品の所有権は、当該立替金等がドコモから甲に立替払されたときにドコモに移転するものとします。ただし、前条に従って取消情報がドコモに送付された場合、請求代金に係る商品の所有権は、前条に基づき当該立替金等がドコモに返還されたときに、甲に戻るものとします。
2. 商品の所有権が甲に属する場合でも、ドコモが必要と認めたときは、甲に代わって商品を回収することができます。

第 29 条（請求代金の立替払等の解除等）

1. ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、これを立替払等の対象外とすることができるものとします。
 - (1) 売上情報が正当なものでないとき

- (2) 売上情報の記載内容が不実、不備であるとき
 - (3) 売上情報送付期限を経過して売上情報がドコモに送付されたとき
 - (4) ドコモの承認を得ず、d払いを利用して商品等の販売または提供を行ったとき
 - (5) 顧客より自己の利用によるものではない旨の申出がドコモに対してなされたとき
 - (6) 顧客より甲に対する抗弁をドコモに対して主張されたとき
 - (7) 甲が顧客との間の売買契約等に違反したとき
 - (8) 顧客との紛議が解決されないとき
 - (9) 請求代金に係る債権またはドコモに対する立替金等の支払請求権を第三者に譲渡したとき
 - (10) 提携会社が、正当な理由によりドコモからの請求代金債権の譲渡につき拒否もしくは異議を唱えたとき
 - (11) その他加盟店契約に違反してd払いが利用されたとき
2. ドコモは、立替払等の対象として確定した請求代金について、前項に定める各事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合は、調査が完了するまで立替金等の支払いを留保できるものとし、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。ドコモは、調査開始日から 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該請求代金を立替払等の対象外とすることができるものとします。この場合、甲は、ドコモの調査に協力するものとします。
3. 第 1 項各号および前項のいずれかに該当した場合、ドコモは甲の代理人である乙に対して、当該売上情報に取消表示をして返却します。また、その立替金等が支払い済みの場合には、甲は、第 27 条（返品等）第 3 項の定めに従い、当該立替金等を返還するものとします。

第 30 条（差押えの場合）

甲がドコモに対して保有する立替金等の請求債権について、差押え、滞納処分等があった場合、ドコモは、所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続による限り、甲に対して、遅延損害金等を支払う義務を負わないものとします。

第 31 条（相殺）

ドコモは、甲に対して支払義務を負う立替金等と、ドコモが甲に対して有する支払期日の到来した債権とをいつでも相殺することができるものとします。

第 32 条（端数処理）

ドコモは、立替金等その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 33 条（d ポイント付与）

1. d ポイント（請求代金額連動）の付与ポイント数の確定時期、請求代金の変更されまたは売買契約等が取り消された場合における d ポイント（請求代金額連動）に係るポイント付与処理等については、サービスガイドラインに従うものとします。
2. 甲は、ドコモとの間で別途 d ポイント付与（キャンペーン）覚書を締結することにより、d ポイント付与（請求代金額連動）の機能により付与される d ポイント（以下、d払い（ネット決済）利用規約において「d ポイント（請求代金額連動）」といいます。）とは別に、d ポイント付与（キャンペーン）の機能を利用して、d ポイントクラブ会員である顧客に対して、d ポイントを付与することができるものとし（本項に基づき付与される d ポイントを以下、d払い（ネット決済）利用規約において「d ポイント（キャンペーン）」といいます。）、この場合における d ポイント（キャンペーン）の付与に係る費用のドコモと甲との間の負担割合および精算方法、付与ポイント数の確定時期、請求代金の変更されまたは売買契約等が取り消された場合における d ポイント（キャンペーン）に係るポイント付与処理等については、d ポイント付与（キャンペーン）覚書の定めに従うものとします。
3. 甲は、ドコモが d ポイントクラブ会員である顧客に対して付与する d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）は、請求代金に相当する金額を取引価額として提供される景品であることを確認し、商品等の販売または提供にあたり、甲が提供主体となって別途の景品類の提供等を行う場合には、その景品類の額の

決定等に際して、ドコモによる d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）の付与分を考慮する等、不当景品類及び不当表示防止法ならびに公正取引委員会告示その他の法令等（甲の属する業界にて公正競争規約等の個別規制を設けている場合は、これらの公正競争規約等を含み、以下、総称して、d 払い（ネット決済）利用規約において「景品等規制」といいます。）に違反しない範囲でこれを提供等するものとします

（甲が d 払いを利用して販売または提供する商品等以外について実施する一般懸賞施策との重複当選または総付景品施策との景品類の重複提供を含みます。）。

4. 甲は、商品等以外について実施する一般懸賞施策または総付景品施策等の景品類として d ポイントを付与することを希望する場合には、別途ドコモとの間で当該 d ポイントの付与に関する提携契約を締結するものとします。
5. 甲は、前四項に基づく d ポイントの付与とは別に、ドコモが自己の裁量において、d ポイントクラブ会員規約に基づき、d ポイントクラブ会員である顧客に対して d ポイントを付与する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 34 条（d ポイント付与の取消等）

1. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合、甲への事前の通知なく顧客に対して d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）を付与せず、または付与した d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）を取り消すことができるものとします。
 - (1) 顧客が、ドコモが別に定める各種規約に違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (2) 顧客による d 払いを利用した取引に不正な行為が含まれるまたは含まれるおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (3) 商品等が d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）の付与の対象外となる商品または役務であるとドコモが判断した場合
 - (4) 甲が加盟店契約等の定めに違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合
 - (5) 甲が景品等規制、特定商取引に関する法律その他の関連法令に違反した場合または違反するおそれがあるとドコモが判断した場合（ただし、ドコモが当該違反または違反のおそれの有無を判断する責任を負うものではありません。）
 - (6) その他ドコモが必要と判断した場合
2. 前条の規定にかかわらず、ドコモは、甲と顧客との間の売買契約等が解除された場合、当該売買契約等に係る請求代金の金額に連動して付与された d ポイント（請求代金額連動）および d ポイント（キャンペーン）をサービスガイドラインおよび d ポイント付与（キャンペーン）覚書に従い、取り消すことができるものとします。

第 35 条（加盟店契約終了時等の措置）

1. ドコモと甲との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合または d 払い（ネット決済）利用規約に基づく提供中止もしくは提供停止がなされた場合でも、ドコモは、終了、中止、停止の前に d 払いの利用により生じた請求代金について甲に対する立替払等を行うことができるものとします。ただし、ドコモが立替払等をしないことを乙に通知した場合は、この限りではありません。
2. ドコモと甲との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了する場合または d 払い（ネット決済）利用規約に基づく提供中止もしくは提供停止がなされる場合、甲は、自己の費用と責任により顧客に対して d 払いが利用できなくなることについて必要な周知を行う義務を負うものとします。
3. ドコモと甲との間の加盟店契約が期間満了、解約、解除等により終了した場合でも、第 13 条（商品等の保証）第 2 項ないし第 5 項、第 15 条（顧客との売買契約等の締結）第 1 項、第 21 条（苦情対応等）、第 22 条（取引情報の保持）、第 25 条（売上情報の送信等）第 4 項、第 29 条（請求代金の立替払等の解除等）、第 31 条（相殺）、第 34 条（d ポイント付与の取消等）、本条（加盟店契約終了時等の措置）、第 36 条（損害賠償）および第 37 条（免責）の規定は効力を有するものとします。

第 36 条（損害賠償）

甲は、加盟店契約の違反、その他 d 払いの利用に関連して、乙、ドコモまたは第三者に損害を及ぼした場合、乙、ドコモまたは第三者に対し損害を賠償するものとします。なお、損害には、提携クレジットカード会社が加盟または提携する組織の規則等により直接または間接的にドコモが負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わない

ものとします。)等を含むものとします。

第 37 条 (免責)

1. ドコモおよび乙は、故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、d 払いに関して甲に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。
2. ドコモは、d 払いの内容の変更、d 払いの全部もしくは一部の廃止、または d 払い包括加盟店契約もしくは加盟店契約の解除等に伴い、売上情報配信装置その他について変更の必要が生じ、または使用できなくなったために甲に生じる費用負担または損害について一切の責任を負わないものとします。

第 38 条 (加盟店名簿への記載)

甲は、ドコモが作成し公開する「d 払いの加盟店名簿等」に甲の名称、住所、連絡責任者、連絡電話番号、商品、役務などを掲載することを承諾するものとします。

(以下余白)

【規約制定】2024 年 12 月 2 日